

ゴルフ場利用税の手引き

(特別徴収義務者用)

令和7年3月

三 重 県

この手引きは、特別徴収義務者として指定されたゴルフ場経営者の皆様がゴルフ場利用者からゴルフ場利用税を徴収していただき、ゴルフ場所在の県税事務所へ申告納入していただくための手順等を内容としていますので、ぜひ、ご活用ください。

目 次

● ゴルフ場利用税の概要	2
● 特別徴収義務者の登録申請.....	2
● ゴルフ場利用税の税率	2
● ゴルフ場利用税の申告納入.....	3
● ゴルフ場利用税が非課税になる場合.....	4
● ゴルフ場利用税に軽減税率が適用される場合	5
● ゴルフ場利用税の課税対象外の取扱い.....	6
● ゴルフ場の廃止（または休止）	6
● その他（① 調査の協力依頼、② ゴルフ場利用税特別徴収義務者交付金）	6
<参考> 等級決定基準について.....	7
【お問い合わせ先】	9
別紙 1 ゴルフ場利用税の課税対象外の取扱い一覧.....	10
別紙 2 ゴルフ場利用税の特例適用認定書（申請却下通知書）	11
別紙 3 ゴルフ場利用税非課税利用証明書（国民スポーツ大会）	12
様式 1 ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録（変更）申請書	13
様式 2 ゴルフ場利用税納入申告書.....	14
様式 3 ゴルフ場利用税の特例適用申請書	15
様式 4 ゴルフ場の業務利用に関する届出書	16
様式 5 ゴルフ場利用税非課税申請書.....	17
様式 6 学生等のゴルフ場の利用に関する証明書.....	18
様式 7 休廃業届	19

● ゴルフ場利用税の概要

ゴルフ場利用税とは、地方税法第75条及び三重県県税条例第80条の規定により、ゴルフ場の利用に対し、利用日ごとに定額によって、そのゴルフ場所在の都道府県において、その利用者に課する税金です。

三重県では、ゴルフ場所在の市町を所管する県税事務所長が、ゴルフ場ごとに利用料金から等級（税額）を決定し、特別徴収義務者として指定されたゴルフ場の経営者の方がゴルフ場の利用者からゴルフ場利用税を徴収していただき、ゴルフ場所在の県税事務所へ申告納入していただいています。

なお、納められたゴルフ場利用税の10分の7に相当する額については、ゴルフ場所在の市町に交付されています。

● 特別徴収義務者の登録申請

ゴルフ場の経営を開始しようとする日前5日までに特別徴収義務者としての登録を県税事務所長に申請してください。

また、登録をした事項に変更が生じた場合は、変更の生じた日から遅滞なく、登録の変更申請を行ってください。ただし、ゴルフ場の利用料金変更については、等級の変更を伴う場合がありますので、一週間前までに変更申請を行ってください。

様式1の「ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録（変更）申請書」には、次に掲げる事項を記載してください。

- ・特別徴収義務者の住所、氏名、名称
- ・経営するゴルフ場の所在地、名称
- ・経営するゴルフ場の利用料金、設備の概要
- ・経営開始の年月日
- ・その他県税事務所長が必要と認める事項（支配人の氏名等）
- ・変更の場合はその事項が判るもの

【関係書類】

様式1 ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録（変更）申請書

● ゴルフ場利用税の税率

等 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
税 額	1,200 円	1,100 円	1,000 円	950 円	850 円	800 円	750 円	650 円	450 円

※1：等級は、ゴルフ場の利用料金を基準としてゴルフ場ごとに県税事務所長が決定します。

※2：ゴルフ場の等級を決定後、県税事務所長が「ゴルフ場利用税の等級決定通知書」を交付します。

● ゴルフ場利用税の申告納入

毎月15日（以下「納期限」という。）までに前月の初日から末日までの間において徴収すべきゴルフ場利用税について、様式2の「ゴルフ場利用税納入申告書」により県税事務所長に申告し、その申告税額を納入書によって県税事務所窓口又は金融機関で納入してください。

ただし、ゴルフ場の経営を廃止した場合は、廃止した日から5日以内に、廃止した日までにおいて徴収すべきゴルフ場利用税を申告納入してください。

納期限後にゴルフ場利用税を納入する場合は、納期限の翌日から納入の日までの期間の日数に応じ下記の割合で延滞金が課されます。

- ・納期限の翌日から1か月を経過するまでの期間
各年の特例基準割合(※)に1%を加算した割合。
- ・納期限の翌日から1か月を経過した日以降の期間
各年の特例基準割合(※)に7.3%を加算した割合。

(※)「特例基準割合」とは、銀行の新規の短期貸出約定平均金利を基準に各年の前年の12月15日までに財務大臣が告示する割合に年1%の割合を加えた割合をいいます。

その他にも次の加算金がかかる場合があります。

過少申告加算金	期限内の申告税額が、実際の税額より少ない場合	後日、増額の更正を受けたとき	増差税額の10% (増差税額が、期限内の申告税額又は50万円のいずれか多い金額を超える部分についてはさらに5%を加算)
不申告加算金	期限内の申告がなかった場合	期限後に申告をしたり、更正・決定を受けたとき	増差税額の15% (増差税額が、50万円を超える部分についてはさらに5%を加算)(注1)
		県の調査による更正・決定を予知しないで、期限後に申告をしたとき	増差税額の5%
重加算金	故意に税を免れようとした場合	期限内に申告をしている場合	増差税額の35%(注2)
		期限後に申告をしたり、申告をしなかった場合	増差税額の40%(注2)

(注1) 増差税額の15%に該当する場合で、過去5年以内にゴルフ場利用税の不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、さらに増差税額の10%が加算されます。

(注2) 過去5年以内にゴルフ場利用税の不申告加算金又は重加算金を課されたことがあるときは、さらに増差税額の10%が加算されます。

【関係書類】

様式2 ゴルフ場利用税納入申告書

※ゴルフ場利用税の納入書(U903)につきましては、県税事務所で交付を受けてください。

● ゴルフ場利用税が非課税になる場合

下記の方のゴルフ場の利用については、ゴルフ場利用税が非課税となります。

非課税利用の方は、ゴルフ場での受付時に対象であることを証明するものを提示し、申請をする必要がありますので、利用者から、様式5の「ゴルフ場利用税非課税申請書」（様式の記載項目を充たす個人情報保護に配慮したゴルフ場備え付けの署名簿でも可）の提出を受け、必要書類を確認のうえ、非課税の適用を行ってください。なお、適用は当日に限りますので、後日の申請は認められません。

※利用者から提出された様式5の「ゴルフ場利用税非課税申請書」は、利用の日から7年間保存してください。

① 障がい者がゴルフ場の利用を行う場合

【確認書類】 障害者手帳等の提示（※写しの提出は不要）

② 18歳未満及び70歳以上の者の利用を行う場合

【確認書類】 運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード等の年齢を証明する書類の提示（※写しの提出は不要）

③ 18歳以上の者であって学校教育法第1条に規定する学校の学生、生徒及び教員が、保健体育科目の実技又は公認の課外活動としてゴルフを行う場合のゴルフ場の利用

【確認書類】 様式6 学生等のゴルフ場の利用に関する証明書（保健体育科目の実技又は公認の課外活動として行う利用の証明）

④ 国民スポーツ大会のゴルフ競技に参加する選手が、大会（予選会を含む）の本戦、又は公式練習としてゴルフを行う場合のゴルフ場の利用

【確認書類】 三重県知事が発行する別紙3の「ゴルフ場利用税非課税利用証明書」に出場選手として登録されていること

⑤ 国際競技大会（閣議決定・了解されたものに限る）のゴルフ競技に参加する選手が、大会の本選、又は公式練習としてゴルフを行う場合の利用

【確認書類】 当該国際競技大会のゴルフ競技の準備及び運営を行う者による証明書

【関係書類】

様式5 ゴルフ場利用税非課税申請書

様式6 学生等のゴルフ場の利用に関する証明書

別紙3 ゴルフ場利用税非課税利用証明書（国民スポーツ大会）

・ 県税事務所の調査時に、調査対象となる資料を提供できること

● ゴルフ場利用税に軽減税率が適用される場合

下記の場合のゴルフ場の利用については、ゴルフ場利用税の税率が2分の1となります。

① 早朝又は薄暮において利用時間の制限を受けてゴルフを行う場合の利用

様式1の「ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録（変更）申請書」により料金の変更申請をしてください。

【条件等】

- ・当該ゴルフ場の通常の利用料金(※)に比較して2分の1以上軽減されていること
- ・料金表への表示や利用者受付場所での表示など、一般にその旨が周知されていること
- ・利用時間の制限は、午前10時以前に終了し、又は午後3時以後に開始させる場合

② 公益財団法人日本ゴルフ協会又は同協会に加盟する地区ゴルフ連盟が主催する競技会に参加する選手が当該競技会の競技又は公式練習としてゴルフを行う場合の利用

競技会の主催者から、**別紙2**の「ゴルフ場利用税の特例適用認定書」の提出があった場合に適用してください。

【条件等】

- ・該当者の利用料金が、当該ゴルフ場の通常の利用料金(※)に比較して5分の1以上軽減されていること
- ・当該競技会にプロゴルファーが参加する場合の利用については、次ページの「ゴルフ場利用税の課税対象外の取扱い」により、別途特別徴収義務者から**様式4**の「ゴルフ場の業務利用に関する届出書」の提出が必要になります。

③ 年齢65歳以上70歳未満の者がゴルフを行う場合の利用

様式1の「ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録（変更）申請書」により料金の変更申請をしてください。

【条件等】

- ・該当者の利用料金が、当該ゴルフ場の通常の利用料金(※)に比較して5分の1以上軽減されていること
- ・料金表への表示や利用者受付場所での表示など、一般にその旨が周知されていること
- ・年齢の確認は、運転免許証その他年齢を確認できる書類で行って下さい。署名簿等に生年月日を記入させて下さい。

(※) 通常の利用料金・・・基本的には等級決定に用いる料金ですが、土日祝でそれ以外の料金設定がある場合は、その料金とします。

【関係書類】

様式1	ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録（変更）申請書
様式3	ゴルフ場利用税の特例適用申請書
別紙2	ゴルフ場利用税の特例適用認定書

● ゴルフ場利用税の課税対象外の取扱い

ゴルフ場利用税はゴルフ場の利用行為に対して課税されますが、その利用行為のうち、経営者側のコースの維持管理等のための利用で、次の①～⑥のいずれかの利用は、課税対象外となります。

- ① グリーンキーパー等がコースを維持管理するための所属ゴルフ場の利用
- ② キャディーマスター等がキャディを訓練教育するための所属ゴルフ場の利用
- ③ (1) ゴルフ場所属の指導員が利用者の技術指導をする場合の当該所属ゴルフ場の利用
(2) ゴルフ場所属の指導員が自己の技術向上の練習の為にを行う当該所属ゴルフ場の利用
- ④ ゴルフ場所属従業員の福利厚生計画の範囲内における慰安の為に所属ゴルフ場の利用
- ⑤ プロが公式試合等（プロゴルフ協会、新聞社及び放送会社等の主催者がゴルフ場を借り受けて、プロを招致して行う競技会）に参加した場合の当該開催ゴルフ場の利用
- ⑥ その他①～⑤の事例に類する利用で、県税事務所長が特に必要と認める場合（10ページの別紙1の⑥～⑧）

詳細については、10ページの別紙1の「＜ゴルフ場利用税の課税対象外の取扱い一覧＞」を参照してください。なお、上記⑤⑥については、届け出が必要となりますので、開催日前日までに必要書類添付の上、様式4の「ゴルフ場の業務利用に関する届出書」を提出してください。また、届け出の必要のないものについても、利用状況（利用年月日、利用事由、利用者名簿等）を記録し、保存して下さい。

詳しくは、9ページの管内市町を所管する県税事務所の担当課へお尋ねください。

● ゴルフ場の廃止（または休止）

ゴルフ場を廃止（または休止）した場合は、様式7の「休廃業届」を提出していただくとともに、廃止した日から5日以内に、廃止した日までにおいて徴収すべきゴルフ場利用税を申告納入してください。また、廃止の場合、「特別徴収義務者の証」の交付を受けている方は、所管の県税事務所長が交付した証票を返却してください。

● その他

① 調査の協力依頼について

県では、定期的（必要に応じて随時）に、帳簿等諸表により、申告内容等の確認調査を実施しますので、ご理解ご協力をいただきますようよろしくお願いします。

② ゴルフ場利用税特別徴収義務者交付金について

ゴルフ場利用税納入に係る特別徴収義務の煩雑な事務と徴収方法の特殊性にかんがみ、特別徴収に要した経費の一部を補てんしその労に報いるため、毎年3月に前年の1月～12月の間に納期限内に申告納入していただいた税額の2.1%をゴルフ場利用税特別徴収義務者交付金として交付しています（申告納入期限までに完納し、かつ、交付金の算定期間の末日において算定期間内及びそれ以前に納入すべきゴルフ場利用税に係る徴収金に未納がない場合に交付されます。）。

＜参考＞等級決定基準について

① ゴルフ場の等級決定基準

三重県県税条例第82条第2項及び同条例施行規則第42条に規定するゴルフ場の等級決定は、次の(1)に掲げる一人一日の利用料金をもって算定し、(2)の等級決定基準表にあてはめて該当するものを決定等級とします。

(1) 一人一日の利用料金

原則として、非会員（ビジター）の平日におけるゴルフ場の利用について、当該施設を利用するための対価又は負担として支払うべき金額のうち、選択性のないすべての料金です。ただし、利用者が選択することができないものについては利用料金に算入します。

なお、カートフィー・ロッカーフィーは選択性がある場合であっても、それらの合計額が、選択性のないすべての料金にカートフィー・ロッカーフィーを加えた額の2分の1を超える部分は、利用料金に算入します。

また、同月内に複数の利用料金を定めている場合は、これらのうち最も高い利用料金で判断します。ただし、年末年始や盆休み等による特別料金のように土日祝日料金に準じた取扱いが適当と県税事務所長が判断する場合は、その利用料金は除きます。

(2) 等級決定基準表

等 級	税 率	等 級 決 定 基 準 項 目 〔ゴルフ場（一人一日の利用料金）〕
1 級	1,200 円	13,000 円超
2 級	1,100 円	11,000 円超 ～ 13,000 円以下
3 級	1,000 円	9,500 円超 ～ 11,000 円以下
4 級	950 円	7,000 円超 ～ 9,500 円以下
5 級	850 円	6,000 円超 ～ 7,000 円以下
6 級	800 円	5,000 円超 ～ 6,000 円以下
7 級	750 円	4,000 円超 ～ 5,000 円以下
8 級	650 円	2,500 円超 ～ 4,000 円以下
9 級	450 円	2,500 円以下

② ゴルフ場の等級決定等に関する取扱い

(1) ①のゴルフ場等級決定基準によることが困難な場合

ゴルフ場を利用するための対価又は負担として支払うべき金額を区分することが困難な料金（以下「一括料金（パック料金）」という。）のみを利用料金とし、①による等級決定が困難な場合は、下表にあてはめて該当するものを決定等級とします。

等 級	税 率	等 級 決 定 基 準 項 目 〔ゴルフ場（一人一日の一括料金（パック料金））〕
3 級	1,000 円	13,000 円 超
4 級	950 円	11,500 円 超 ～ 13,000 円 以下
5 級	850 円	10,000 円 超 ～ 11,500 円 以下
6 級	800 円	8,000 円 超 ～ 10,000 円 以下
7 級	750 円	7,000 円 超 ～ 8,000 円 以下
8 級	650 円	4,500 円 超 ～ 7,000 円 以下
9 級	450 円	4,500 円 以下

※上記の表にある一括料金（パック料金）は、乗用カート使用のキャディーなしプレーでゴルフ場利用税を含む金額とします。

※パック料金に食事代（昼食：1,000 円を上限、朝食：500 円を上限）、入湯税、消費税等、キャディフィー、振興基金が含まれている場合は、それらを除いた金額を基準金額とします。

(2) 新規開設した場合の特例

開設した日から2年間は、一級下位の税率を適用するものとします。ただし、パブリックコースのゴルフ場は除きます。

(3) パブリックコースのゴルフ場の取扱い

パブリックコースのゴルフ場については、一級下位に格付けするものとします。

(4) 等級の改正

等級決定基準表に掲げる決定基準項目に対応する利用料金等に変更があったため、等級を改正する場合における新等級は、変更のあった日から適用します。

*なお、運用上、月単位で決定しますが、日々の利用料金の変動ではなく季節料金の切り替わりと判断されるものについては、月途中で等級を決定する場合があります。

【お問い合わせ先】

事務所名	課 名	電話番号	管 内 市 町
桑名県税事務所	課税課	0594-24-3613	桑名市、いなべ市、木曽岬町、東員町
四日市県税事務所	課税一課	059-352-0577	四日市市、菰野町、朝日町、川越町
鈴鹿県税事務所	課税課	059-382-8662	鈴鹿市、亀山市
津総合県税事務所	課税一課	059-223-5026	津市
松阪県税事務所	課税課	0598-50-0511	松阪市、大台町、多気町、明和町
伊勢県税事務所	課税課	0596-27-5132	伊勢市、鳥羽市、志摩市、玉城町、 度会町、南伊勢町、大紀町
伊賀県税事務所	課税課	0595-24-8024	伊賀市、名張市
紀州県税事務所(※)	課税課	0597-23-3419	尾鷲市、熊野市、紀北町、御浜町、 紀宝町
総務部税収確保課	課税支援班	059-224-2128	—

(※) 令和7年3月現在、紀州県税事務所管内に所在するゴルフ場はありません。

～ゴルフ場利用税の申請書等がインターネットで取得できます～

「三重県 県税 ゴルフ場利用税」で検索していただくと、「県税のページ」内の「ゴルフ場利用税」のページから、次の様式がダウンロードできますので、ぜひ、ご利用ください。

0701 ゴルフ場の業務利用に関する届出書（ゴルフ場利用税） 様式 4

0702 ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録(変更)申請書 様式 1

0703 ゴルフ場利用税の特例適用申請書 様式 3

0704 ゴルフ場利用税納入申告書 様式 2

0708 休廃業届 様式 7

<u>三重県 県税 ゴルフ場利用税</u>	検索
-----------------------	--

※ゴルフ場利用税の納入書（U903）についてはインターネットで取得できません。
必要な場合は、上記の管内市町を所管する県税事務所の担当課へ連絡してください。

＜ゴルフ場利用税の課税対象外の取扱い一覧＞

利用者	利用内容	利用するゴルフ場	提出書類	留 意 事 項
① グリーンキーパー等	管理計画に基づいて、コースの維持管理のために利用する場合	所属ゴルフ場の利用に限る		「グリーンキーパー等」とは、グリーンキーパーの他に、コース維持管理業務に従事する当該ゴルフ場（※）の経営者、支配人、従業員をいう。 ※「当該ゴルフ場」とは、系列のゴルフ場や別企業は含まないが、コース維持管理業務に係る受託会社は含む。
② キャディーマスター等	キャディーの訓練教育のために利用する場合	同 上		「キャディーマスター等」とは、キャディーマスターの他に、キャディーを訓練教育する当該ゴルフ場（※）の経営者、支配人、従業員をいう。 ※「当該ゴルフ場」とは、系列のゴルフ場や別企業は含まないが、キャディーの訓練教育に係る受託会社は含む。
③ ゴルフ場所属の指導員	(1) 規定のレッスン料をとって利用者に技術指導する場合 (2) 自己の技術向上のために利用する場合	同 上		「ゴルフ場所属の指導員」とは、当該ゴルフ場と雇用契約しており、報酬等の対価を得てゴルフ技術指導をすることを業とする者をいう。
④ ゴルフ場所属の従業員	福利厚生計画に基づいて、従業員の慰安のために利用する場合	同 上		下記の者の利用については、 課税対象である。 ○食堂、売店、場内の清掃等を他社に委託している場合の当該職員（いわゆる当該ゴルフ場から、直接、報酬等の対価を得ていない委託会社の職員） ○ゴルフ場の経営者が当該ゴルフ場以外に経営する施設の従業員（いわゆる系列ゴルフ場及び系列会社の従業員）
⑤ プロゴルファー	(1) 公式試合に参加する場合 (2) 公式試合の一連の行事として実施されるプロアマ戦に参加する場合 (3) 公式試合の指定練習日に利用する場合	開催ゴルフ場	○様式4の届出書 ○実施要綱 ○参加者名簿 ○その他参考資料	○「プロゴルファー」とは資格認定機関たる公益社団法人日本プロゴルフ協会又は一般社団法人日本女子プロゴルフ協会がプロゴルファーとして認定した者、プロ宣言した者、報酬等の対価を得てゴルフ技術を指導することを業とする者等、アマチュア資格のない者をいう。 ○公式試合とは、公益財団法人日本ゴルフ協会、公益社団法人日本プロゴルフ協会、一般社団法人日本女子プロゴルフ協会、一般社団法人日本ゴルフツアー機構、中部ゴルフ連盟、三重県ゴルフ連盟等が主催、主管、公認又は後援等を行う競技会。 ○プロゴルファーのプライベートな利用（ゴルフ場の下見、指定練習日以外の練習、個人的なプレー等）や当該競技会に出場するアマチュアゴルファーの利用は課税対象である。
⑥ 招待客	新規披露又は開場記念の行事として、特定の日にゴルフ場から招待されて無料で利用する場合。但し、期間中に一般の利用者は利用できない。	開催ゴルフ場	○様式4の届出書 ○案内状 ○利用計画書 ○参加者名簿 ○その他参考資料	○開場記念は5年又は10年周期ごとに開催されるものをいい、毎年行われるものは該当しない。 ○一切の経費をゴルフ場で負担し、招待客にその対価（祝儀、任意のものを除く）を求めないものであること。 ○招待客が特定されておりその名簿が作成されていること。 ○開催期間中、招待客以外は利用させないこと。
⑦ 三重県ゴルフ連盟及び中部ゴルフ連盟が主催する会議の出席者	会議開催期間に施設の状況を視察するために、無料で利用する場合	開催ゴルフ場	○様式4の届出書 ○会の規約 ○出席者名簿 ○会費の内訳が分かる書類	○支配人会も含むものである。 ○三重県ゴルフ連盟の支部で開催する会議も含むものである。 ○「無料」とは、グリーンフィー等の非選択料金を徴さないことをいう。 ○オブザーバー等で参加する連盟に未加盟のゴルフ場出席者も含む。
⑧ 中部ゴルフ連盟コースレーティング査定委員	当該ゴルフ場のコース難易度を測定するための業務利用	開催ゴルフ場	○様式4の届出書 ○査定申請書の写 ○査定員名簿 ○その他参考資料	数年に一度程度の業務となるが、原則として無料での業務利用。

* ゴルフ場の経営者（特別徴収義務者）は、開催日前日までに届出書等を県税事務所に提出して下さい。また、届出の必要のないものについても、利用状況（利用年月日、利用事由、利用者名簿等）を記録し、保存して下さい。

別紙 2

第 49 号様式の 5（第 42 条の 3 関係）

ゴルフ場利用税の特例適用 認定書
申請却下通知書

様

項 目	内 容
競 技 会 名	
競 技 会 を 開 催 す る 年 月 日	〔公式練習日〕 年 月 日～ 年 月 日 日間 〔大 会〕 年 月 日～ 年 月 日 日間
競 技 会 を 開 催 す る ゴ ル フ 場	〔所在地〕 〔名 称〕
競 技 会 参 加 予 定 人 員	人（プロゴルファーを除く。）
特例税率の適用	適用あり（等級決定通知書で定めた税率の 2 分の 1） 適用なし
申 認 却 下 理 由	

年 月 日付けで申請のありましたゴルフ場利用税の特例適用申請書の内容について、審査したところ、三重県県税条例第 82 条の 2 第 1 項第 2 号及び三重県県税条例施行規則第 42 条の 2 第 2 項の要件に 適合していることを認定します。
適合していないため申請を却下します。

年 月 日

県税事務所長 図

注 この通知書の記載事項について不服のある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して 3 月以内に、三重県知事に対して審査請求をすることができます。審査請求書については、なるべく県税事務所長を経由して 2 通提出してください。

処分の取消しの訴えは、この処分についての審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができません。この処分の取消しの訴えは、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 月以内に、三重県を被告として（訴訟において三重県を代表する者は三重県知事となります。）、提起することができます。

なお、①審査請求があつた日から 3 月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、この裁決を経ずに訴訟を提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることができなくなり、また、審査請求に対する裁決のあつた日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求に対する裁決）があつた日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

別紙3

ゴルフ場利用税非課税利用証明書(国民スポーツ大会)		
競技会の名称		
競技会の区分 (該当する番号に○印をつけること)		1 国民スポーツ大会 2 国民スポーツ大会の予選会 ※当該競技会の公式練習としての利用を含む。
利用する年月日		[公式練習日] 年 月 日～ 年 月 日 日間 [大会] 年 月 日～ 年 月 日 日間
利用する ゴルフ場	名 称	
	所在地	
利用する者		別添利用者名簿記載のとおり
上記のとおり証明します。 年 月 日 三重県知事 _____ 印		

- 備考 1 この証明書は、利用の日までにゴルフ場に提出してください。
- 2 この証明書には、国民スポーツ大会（予選会を含む。）の参加選手の氏名及び住所を記載した利用者名簿を添付してください。

様式 1

第 51 号様式（第 45 条関係）

年 月 日 県税事務所長 宛て	ゴルフ場	所在地	(電話 — —)
		名称	
	特別徴収義務者	住所	(電話 — —)
		氏名又は称名	
		個人番号又は法人番号	
ゴルフ場利用税特別徴収義務者登録（変更）申請書			
利 用 料 金	メンバーフィ	キャディフィ	グリーンフィ 円
	_____ 円	1 B _____ 円	協力費 _____ 円
	ビジターフィ	2 B _____ 円	厚生費 _____ 円
	_____ 円	3 B _____ 円	道路補修費 _____ 円
	平日 _____ 円	4 B _____ 円	施設維持費 _____ 円
	土曜 _____ 円	モノレール又はカートフィ	保険料 _____ 円
	日曜 _____ 円	_____ 円	管理費 _____ 円
			その他 _____ 円
施 設 の 概 要	ホール数 _____ ホール ・ _____ m (ヤード) コースの総延長距離		
経営開始又は 変更年月日	年 月 日		
備 考			

注 変更については、所要事項について記載すること。

様式 2

第 50 号様式（第 44 条関係）

			登録番号	
年 月 日		特別徴収義務者	住所（所在地）	（電話 — — ）
県税事務所長 宛て			氏名（名称及び代表者氏名）	
			個人番号又は法人番号	
年 月分 ゴルフ場利用税納入申告書				
ゴルフ場の名称				
期 間		年 月 日から 年 月 日まで		
区 分		利用人員数(A)	税 率(B)	税額(A)×(B)=(C)
一 般		人	円	円
特 例	早朝・薄暮	人	(一般税率の 1 / 2)	
	ゴルフ場協会等の利用	人		
	65歳から69歳の利用	人		
	小 計	人		
合 計		人	—	円
非 課 税 利 用	① 障害者の利用		人	
	② 18歳未満の利用		人	
	③ 70歳以上の利用		人	
	④ 学生・生徒及び教員の利用		人	
	⑤ 国民スポーツ大会等（公式練習を含む）の利用			
	⑥ 国際競技大会（公式練習を含む）の利用		人	
	合 計		人	
この申告書に基づいて納めた年月日		年 月 日		
申告納入期限		年 月 日		
備 考	(課税対象外利用人員数) 従業員利用： 人、プロの公式試合参加利用： 人、連盟会議出席者の利用： 人、 その他 ()： 人			

注 この申告書を提出すると同時にゴルフ場利用税を納入してください。

様式 3

第 49 号様式の 4（第 42 条の 3 関係）

		登録番号			
年 月 日 県税事務所長 宛て	申 請 者	住 所 (所 在 地)			
		(Tel. — —)			
		名 称 及 び 代 表 者 氏 名			
ゴルフ場利用税の特例適用申請書					
競 技 会 名					
競技会を開催 する年月日	[公式練習日] [大会]	年 月 日	～	年 月 日	日間 日間
競技会を開催 するゴルフ場	[所在地] [名 称]				
競 技 会 参 加 予 定 人 員	人（プロゴルファーを除く。）				
項 目	通 常 料 金 (平日)	通 常 料 金 (土日)	競 技 会 料 金 (平日)	競 技 会 料 金 (土日)	
グリーンフィ	円	円	円	円	
(カートフィ) キャディフィ	(円) 円	(円) 円	(円) 円	(円) 円	
諸 経 費	円	円	円	円	
合 計	① 円	② 円	③ 円	④ 円	
備 考					

注 1 ③は①の 8 割以下であり、かつ、④は②の 8 割以下であること。

2 競技会の開催要綱、出場選手名簿その他の参考となる資料を添付してください。

3 プロゴルファーについては、別途特別徴収義務者（開催ゴルフ場）から「ゴルフ場の業務利用に関する届出書」の開催日前日までの提出が必要です（2 の資料添付）。

様式 4

		登録番号	
年 月 日 県税事務所長 宛て	特別徴収義務者	住所	
		(TEL - -)	
		氏名又は名称	
ゴルフ場の業務利用に関する届出書			
ゴルフ場名			
業務利用の内容	----- ----- ----- -----		
業務利用 申請期間	年 月 日 から 年 月 日 まで 日間		
摘 要			

様式 5

ゴルフ場利用税非課税申請書

会 員 **・** **非会 員**

[illegible]

ゴルフ場利用税非課税申請書

会 員 非会 員

[illegible]

様式 6

学生等のゴルフ場の利用に関する証明書		
利 用 者	学 校 名	
	責 任 者 氏 名	
	利 用 人 員	
利 用 の 的	1 大学等における保健体育科目の実技 2 大学等の公認の課外活動	
利 用 す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで 日間	
利 用 す る ゴ ル フ 場	所 在 地	
	名 称	
上記のとおり証明します。 年 月 日 特別徴収義務者 様 住 所 学校名 代表者氏名 印		

ゴ利第 7 号様式

- 備考 1 学校名、氏名及び学部（学科）学年を記載した利用者一覧表を添付すること。
- 2 「利用の目的」欄は、数字を○でかこむこと。
- 3 証明書は、利用の日までにゴルフ場あて提出すること。

様式 7

ゴ利第 9 号様式

		※ 処 理 事 項	電算登録		登録番号
年 月 日 県税事務所長 宛て	ゴ ル フ 場 の 所 在 地 ・ 名 称	所 在 地	電話 ()		
		名 称			
	特 別 徴 収 義 務 者 の 住 所 ・ 氏 名 又 は 名 称	住 所	電話 ()		
		氏名又は 名 称			
休 廃 業 届					
休 廃 業 の 別	① 休 業 ② 廃 業				
休 業 の 期 間	年 月 日から 年 月 日まで				
廃 業 年 月 日	年 月 日				
休 廃 業 の 理 由					
廃 業 後 の 連 絡 先	電話 ()				
備 考					

注 ※印の欄は、記載しないでください。